

院外処方せんにおける疑義照会事前合意プロトコルについて

船橋市立医療センター 薬剤局

薬剤師における疑義照会は、薬剤師法に基づく極めて重要な業務であり、その件数も増えています。一方で形式的な問い合わせは数多くあり、患者さんや薬局薬剤師、処方医師などの負担となっております。

このたび疑義照会の簡略化を目的に、疑義照会事前合意プロトコルを取り組むこととしました。下記の運用についてご理解の上、事前合意の取り組みへの参画を御願い致します。

【処方変更に係る原則】

1. 薬剤師法第 24 条（※1）に基づき、処方せんに疑わしい点がある場合の疑義照会は簡素化できない。
薬剤師法第 23 条 2 項（※2）に基づき、処方せんの変更については医師の同意が必要である。
※1 薬剤師法第 24 条
薬剤師は、処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せンを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせその疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。
※2 薬剤師法第 23 条 2 項
薬剤師は、処方せんに記載された医薬品つき、その処方せンを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。
2. 保険薬局薬剤師は、以下のプロトコルに沿って医師の確認を必要とせずに処方変更を行うが、当該変更は疑義照会に該当しない。医師による事前の包括的指示と、変更することについて事前同意を得て行うものである。
3. 実施に当たり各保険薬局と船橋市立医療センターは合意書の締結が必要である。
合意書を締結する場合は、「疑義照会における合意書」を提出すること。
（なお、船橋薬剤師会においては合意書を締結しており、会員は個別の合意をする必要はないとする。会員が事前合意に賛同しない場合、船橋薬剤師会を通じて船橋市立医療センターへ報告する）
4. 処方変更は、医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。その際安定性や溶解性、体内動態などを考慮し、利便性が向上すること。
5. 服用方法、安定性、価格等について、患者に十分に説明を行い、同意を得たうえで変更すること。
6. 薬学的な見地に基づき判断し、医師の処方意図が損なわれないように留意すること。

【院外処方せんの疑義照会の事前合意プロトコル】

※麻薬・抗悪性腫瘍薬に関するものは必ず疑義照会すること

1. 一包化への変更

「患者希望」あるいは「服薬アドヒアランスが不良な患者で一包化により向上が見込まれる」場合は、一包化調剤を可能とする。

※調剤後、変更内容を Fax（047-429-1380）にて報告する。

※患者に服用方法並びに患者負担額について説明し、同意を得ること。

※一包化した時の安定性データに留意すること。

（例：オルメサルタンとメトホルミンなど）

2. 処方した後発医薬品以外の後発医薬品への変更

※変更内容の報告は不要とする。

※一般名処方の調剤報告も不要とする。

※お薬手帳の発行・記載を行い、医療機関へ受診の際は手帳を持参、提示するよう患者に指導する。

3. 湿布薬枚数の調整

一包中の枚数及び一度に処方できる枚数の上限を勘案して、枚数を変更することを可能とする。

※調剤後、変更内容を Fax（047-429-1380）にて報告する。

4. 残薬の調整

薬歴上、継続されている処方薬に残薬があるため投与日数を調整（短縮）して調剤することを可能とする。

※調剤後、変更内容を Fax（047-429-1380）にて報告する。

※処方せんにおける「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」において、「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は、処方医に疑義照会が必要。

※「保険医療機関への情報提供」の項目にチェックがなくとも報告が必要。

5. ビタミン剤の長期処方について

「しびれ等の改善がみられるため」のコメントを入れて処方通りに調剤することを可能とする。

6. プロトンポンプ阻害剤の長期に処方について

「再燃・再発の逆流性食道炎のため」のコメントを入れて処方通り調剤することを可能

とする。

※調剤後、変更内容を Fax（047-429-1380）にて報告する。

7. 漢方薬の用法について

漢方薬の「食後」は「食前」に変更可能とする。

※調剤後、変更内容を Fax（047-429-1380）にて報告する。

8. ドンペリドン錠、メトクロプラミド錠の用法について

「食後投与」は処方通り調剤する。

9. テオフィリン製剤の用法について

「朝・夕食後」は処方通り調剤する。

【疑義照会における合意書について】

船橋薬剤師会の会員でない保険薬局は、当院ホームページからダウンロードして下さい。

※合意書の流れ※

「合意書に必要事項（保険薬局名称・住所・名称・代表者）を記入し、2部作成」

→「当院へ合意書を2部郵送」→「1部を保険薬局へ返送、1部は当院にて保管」

【事前合意に基づく処方変更後の報告について】

事前合意に基づき処方変更し調剤した場合は、当院薬剤局へ Fax をする際に、「事前合意」にチェックを入れること。

2024年11月1日初版